会社名 株式会社 TRUCK-ONE 代表者名 代表取締役社長 小川 雄也 (コード番号 3047 福証 Q-Board) 問合せ先 取締役管理本部長 眞崎 高利 (TEL. 0833-44-1100)

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が、2022年2月7日に発表した「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

- 1. 訂正の理由 定款の本文につきまして、記載に誤りがありましたので下記のとおり訂正いたします。
- 2. 訂正の内容 訂正箇所には網掛けで表示しております。

(訂正前)

(訂正前)	
現行定款	定款変更案
附則	附則
(新設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	第1条 現行定款第14条(株主総会参考書類
	等のインターネット開示)の削除及
	び変更案第 14 条(電子提供措置等)
	の新設は、「会社法の一部を改正する
	法律」(令和元年法律第70号)附則
	第1条ただし書きに規定する改正規
	定の施行の日(以下「施行日」とい
	う。)から効力を生ずるものとする。
	2. 前項の規定にかかわらず、現行定款
	第 14 条 (株主総会参考書類等のイン
	ターネット開示)は、施行日から6
	か月を経過する日まで効力を有する
	ものとする。
	3. 本条の規定は、施行日から6か月を
	経過した日後、これを削除する。

現行定款

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第27期定時株主総会終結前の監査役(監査役で あったものを含む。)の行為に関する会社法第423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約について は、なお、同定時株主総会の決議による変更前の 定款第33条の定めるところによる。

(新設)

定款変更案

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第27期定時株主総会終結前の監査役 (監査役であったものを含む。)の行 為に関する会社法第423条第1項の 損害賠償責任を限定する契約につい ては、なお、同定時株主総会の決議 による変更前の定款第33条の定める ところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 現行定款第14条(株主総会参考書類 等のインターネット開示)の削除及 び変更案第14条(電子提供措置等) の新設は、「会社法の一部を改正する 法律」(令和元年法律第70号)附則 第1条ただし書きに規定する改正規 定の施行の日である2022年9月1日 (以下「施行日」という。)から効力 を生ずるものとする。

- 2. 前項の規定にかかわらず、現行定款 第14条(株主総会参考書類等のイン ターネット開示)は、施行日から9 か月を経過する日まで効力を有する ものとする。
- 3. 本条の規定は、施行日から9か月を経過した日後、これを削除する。

以上